

議案第1号

平成30年度事業計画

《事業方針》

食品衛生協会は、食品等事業者とともに、社会の中で大きな役割を担い、日々の生活の中で欠くことのできない存在、すなわち生活インフラと自負しながら安全で安心な食品を消費者に提供するために励んでおります。

このようななか、福島県食品衛生協会では、飲食業をはじめ、製造・加工、流通業など、食に関わるすべての業界から家庭における消費に至るまで、食品の安全を確保し、消費者の安心を実現するための各種事業を展開してまいりました。

本年は公益社団法人への移行後5年目となりますが、より一層、自らの果たす役割を自覚し、責任と誇りを持って社会に貢献する存在となれるよう、日本食品衛生協会並びに県内の各地区食品衛生協会と連携を図りながら、今後も業界の発展に寄与してまいります。

本年度については、次の課題について重点的に取り組むとともに、食品衛生自主管理推進事業及び食品衛生知識の普及啓発事業等の公益事業の充実を図ってまいります。

1. 自主的衛生管理の促進

- (1) HACCPの考え方に基づく衛生管理の普及及びHACCP導入支援
- (2) 食品事業者と消費者を結ぶ「食の安心・安全・五つ星事業」の推進
- (3) 食品衛生責任者の養成と自主的衛生管理意識の啓発
- (4) 衛生知識に関する情報提供の充実

2. 消費者保護のための賠償共済事業の推進

3. ノロウイルスをはじめとする食中毒の予防・啓発活動の推進

- (1) ノロウイルス食中毒予防と対策講習会の開催
- (2) 衛生的な手洗いの普及

4. 放射性物質にかかる食品の安全確保及び風評被害の払拭

- (1) 食品中の放射性物質の検査
- (2) 食品と放射能に関する情報の提供

＜事業計画＞

事業方針に基づき、次のとおり各種事業を公益事業とこれに伴う収益事業に整理し、重点事業を中心とした公益事業を積極的に推進するとともに、事業の推進を通じて生活インフラとして欠くことのできない食品業界の基盤を整備して、**業界の発展と食品の安全・安心の確保をめざし、社会の発展に貢献してまいります。**

1. 公益事業

(1) 食品衛生自主管理推進事業

1) 自主的衛生管理の推進

営業者による自主的な衛生管理体制の確立及び食品衛生対策の充実を図るため、食品衛生指導員による営業施設の巡回指導を実施してまいります。

- ① 営業者自ら自主管理票(HACCP型記録簿を含む)による日常点検の実施と記録を徹底し、衛生水準の向上を図るよう啓発を行う。
- ② 営業施設の巡回指導事業(日本食品衛生協会補助事業)

【平成30年度の重点指導項目】

HACCPの考え方に基づく衛生管理の実施

- ③ HACCP導入義務化による飲食店営業施設に対する巡回指導事業(福島県委託事業)

※対象施設

一般飲食店 概ね8,000施設

※指導事項

- ・HACCP導入義務化の周知
- ・HACCP導入指導

- ④ 食の安心・安全・五つ星事業

食品等事業者の自主管理の推進および消費者に適正な情報を提供することを目的として、参加事業者の拡大を図るとともに食品衛生指導員による管理記録簿(飲食店にあっては、HACCP型の記録簿への切り替えを推進する。)の確認を行います。取り組み5年目となる本年は、本事業のさらなる推進を図るとともに消費者等に対する効果的なPRを進めていきます。

【参加食品衛生協会】平成30年3月現在 8地区

福島県北、郡山、県中、いわき、会津、南会津、相馬、県南

【五つ星取得店】平成30年3月現在 72店舗

2) 食品衛生指導技術の研鑽

- ① 食品衛生指導員研修会等の開催

巡回指導事業並びに事業推進のための研修会を開催します。

期 日 6月13日(水) 午後1時30分から(予定)

場 所 郡山市 ビックパレット

- ② 食品衛生指導員再教育事業

地区協会ごとに食品衛生指導員の資質及び知識の向上等を図るため実施します。

「HACCP の考え方に基づく衛生管理のための手引書」について講習を行います。
また、手洗いの指導を充実するため、手洗いマイスターを養成していきます。

3) 顕彰活動および体験発表

長年の活動に功績のあった役員や指導員活動を推進してこられた方々の労苦に報いるため各種表彰事業を実施するとともに、指導員活動に関する体験を発表することにより活動の充実を図ります。

ア福島県生活衛生・食品衛生大会の開催

福島県等との共催により、食品衛生功労者、優良施設、優良食品衛生指導員、保健文化賞受賞記念表彰等各種表彰を行います。

イ食品衛生指導員の体験発表会の開催

食品衛生指導員による巡回指導経験を発表します。(県中 県南 会津)

ウ日本食品衛生協会主催の全国大会・表彰

食品衛生功労者、優良施設、優良食品衛生指導員等の被表彰者の内申を行います。

エ叙勲及び知事功労賞表彰

叙勲、県知事功労賞表彰へ積極的に内申してまいります。

(2) 食品衛生知識の普及啓発事業

1) 食品衛生月間事業

8月の食品衛生月間にポスターを配布するなど、消費者へ食品衛生知識の普及啓発を行ってまいります。また、地区食品衛生協会の行う街頭キャンペーン、食品衛生懇談会、食品衛生講習会等の開催を支援し、ホームページ (<http://www.f-shokkyo.jp/>)及びフェイスブックにて消費者等に対する情報提供を行います。

2) 電話相談窓口

一般消費者等からの食品衛生に関する疑問や不安に回答し、食品の安全・安心に関する正しい情報を提供してまいります。

3) 情報提供事業

- ① 食品衛生上、優れた食品や施設及び食品衛生機材の推奨を行い、消費者に向けその情報を提供してまいります。
- ② 会報「福島食品衛生」を発行し、食品衛生に関する情報、各受賞者名、地区食品衛生協会の活動情報状況を紹介します。
- ③ ホームページの充実に努め、情報提供に取り組んでまいります。
- ④ フェイスブックにより、消費者等に情報を提供していきます。
- ⑤ 食品衛生パネル等を貸出し、展示の協賛を行ってまいります。

⑥ 情報提供ネットワーク事業

メールアドレスを登録した会員に対し、日食協や行政機関からの情報を提供するとともに、参加者からの相談に応じます。

⑦ 食品衛生アドバイザー事業

従業員教育やHACCP導入相談、施設の衛生指導を希望する会員に対して食品衛生アドバイザーを派遣します。

4) 自主検査(食品、水質および検便検査等)の推進

「自社製品の安全性を確認すること」の重要性を周知し、自主検査の受検を推進して、科学

的見地に立った衛生確保を図ります。また、ノロウイルス等による食中毒を防止するため、従事者の保菌検査の受検勧奨を実施してまいります。

受付時に検査項目・検査品の相談を行うとともに、終了後は求めに応じて検査結果に基づく食品の衛生確保について専門的な助言指導を行います。

また、次のような検査済ステッカーにより、検査を実施した取り組みを証明し、消費者への安心の提供を支援します。

食品検査済証（円形） 水質検査済証（六角形） 保菌検査済証（四角形）

【検査機関】

○公益財団法人福島県保健衛生協会

食品衛生法に基づく厚生労働大臣登録検査機関（食品検査）

食品衛生法に基づく福島県知事等の指定検査機関（水質検査）

臨床検査技師法に基づく衛生検査所（保菌検査）

○公益社団法人日本食品衛生協会食品衛生研究所

食品衛生法に基づく厚生労働大臣登録検査機関

薬事法に基づく厚生労働大臣登録検査機関

水道法に基づく厚生労働大臣簡易専用水道検査登録検査機関

5) 食品中の放射性物質検査の実施

消費者の食品中の放射性物質への不安解消のため、食品等事業者に精度の高い検査を提供するとともに、県産品の風評被害を払拭し、福島県産品の消費拡大を支援してまいります。

【検査機関】○公益社団法人日本食品衛生協会食品衛生研究所

6) 食品と放射能に関する情報の提供

放射能に関する正しい知識を普及するため、営業者及び消費者からの相談に応じるとともに、正しい情報の提供に努めてまいります。

7) ノロウイルス食中毒予防強化期間

24年度より日本食品衛生協会で設定した「ノロウイルス食中毒予防強化期間」にあわせ、行政ならびに地区食品衛生協会と連携を図りながら、その予防と注意喚起に関わる事業を実施してまいります。

8) 「手洗いマイスター」の養成を行うとともに、巡回指導や手洗い教室において手洗いの重要性を周知してまいります。（手洗いマイスター養成済数 192名）

9) 営業許可に係る事務相談

営業開設希望者等からの食品衛生関係営業相談に応じます。

10) 研修会・講習会の開催

①食品の安全確保に関する講習会

期 日 9月頃 場 所 相馬地区

② 食品衛生責任者養成講習会の開催

福島県、福島市、郡山市及びいわき市から食品衛生責任者養成講習会の実施機関の指定を受け、食品衛生責任者の養成講習会を実施して参ります。

③ HACCP導入に関する情報提供及び相談指導

福島県等の条例が改正され、HACCP導入型の管理運営基準が追加されました。

国においてはHACCP制度化に向け食品衛生法の改正が予定されているため、適切な情

報提供と導入を希望する会員等からの相談に対応してまいります。

④ その他食品衛生講習会の開催

日本食品衛生協会、各食品衛生協会並びに行政機関と連携を図りながら、食品衛生に関わる講習会の開催を行います。

また、食品等事業者、並びに消費者へ食品衛生知識の普及に関わる事業をおこなう地区食品衛生協会に対し、活動費の支援を行ってまいります。

⑤ 各食品衛生協会担当者研修の開催

当協会の運営及び各事業の事務施行を円滑に遂行するため、担当者の研修を行います。

・ 県内食品衛生協会担当者等研修会 2月 郡山市

11) その他

① 国（厚生労働省、農林水産省、消費者庁）や福島県そして中核市が主催して行う食品衛生、食品の安全確保に関する事業や会議等へ参加してまいります。

② 全国食品衛生協会並びに食品衛生に関係する団体との連携強化と情報の交換を積極的に行ってまいります。

③ 会員等に対し、食品衛生の確保にかかる技術指導・助言を行ってまいります。

④ 会員増強、組織改革を推進するため会員増強支部モデル事業（日食協指定）を実施する。併せて、各種事業等に活用するため、各地区の会員名簿の整備を促すとともに、名簿の統一を図り事務を省力化するため、名簿の管理システムの作成を準備します。

2. 収益事業

(1) 福利厚生事業

日本食品衛生協会では、会員のお店の経営の安定等を図るため、各種共済制度を設けております。

① 「あんしんフード君」並びに食品営業賠償共済

食中毒が発生した場合の消費者保護（被害者救済）、経営の安定（賠償資力の確保）、企業防衛等の観点から多くの会員が加入しております。

認可特定保険業として運営されている本事業は、低額な掛け金で、万一の食中毒等発生時に保険金が支払われる共済です。なお、総合食品賠償共済制度（あんしんフード君）はノロウイルスによる食中毒対策等に最適な保険ですので、引き続き組織内募集により事業を実施してまいります。

なお、本年は日食協から特別支援支部に指定されたことから、共済事業推進会議を開催し、推進強化月間（夏期（7～9月）及び冬期（11～1月）のそれぞれ1ヶ月）を定め、会員への普及に努めていくこととします。

② 火災共済

食品営業者にとって「火」は必要不可欠なものです。

会員が万が一火災等に遭われた場合に支払われる共済制度で、日本食品衛生共済協同組合が行っております。

③ 食協生命共済保険

会員のための生命保険で、ジブラルタ生命保険株式会社が会員の状況に応じた保険を作成いたします。

(2) 書籍の発刊と普及

① 月刊「食と健康」等

食品衛生の知識を習得するため、また食品衛生に関する正しい知識を消費者に普及させるために、食品衛生についての最新情報等を掲載している月刊誌「食と健康」を始めとする関係書籍の普及を図ってまいります。

② 食品衛生に関連する書籍の発刊

食品を扱う仕事に携わる方を対象に、食品衛生の基本的な知識から合理的な衛生管理の方法まで、それぞれ実施していただきたい内容等を掲載した図書を発刊してまいります。

3 会議等の開催について

【平成30年度 年間主要会議日程】

5月8日(火)	監事監査会	会場	コラッセふくしま(福島市)
5月15日(火)	第1回理事会	会場	コラッセふくしま(福島市)
5月30日(水)	平成30年度通常総会	会場	杉妻会館(福島市)
6月7日～8日	北海道・東北ブロック大会	会場	(宮城県)
6月13日(水)	食品衛生指導委員会及び食品衛生指導員研修会	会場	郡山市ビックパレット
6月15日(金)	公益社団法人日本食品衛生協会通常総会		食品衛生センター
9月	食品の安全確保に関する講習会		(相馬地区)
10月	北海道・東北ブロック連絡協議会三部会長会議		(仙台市)
10月24日(水)	食品衛生指導員全国大会	会場	ニッショーホール(東京都)
10月25日(木)	食品衛生功労者・食品衛生優良施設表彰式	会場	明治座(東京都)
11月	福島県生活衛生・食品衛生大会	会場	(福島市)